

緑化基準の対象となる まちづくり条例に該当しない 250㎡以上の土地での開発計画とは？



都市計画法第4条第12項に規定する開発行為または、同一の事業者若しくは同一の土地所有者が、2以上の隣接する土地において、土地の造成、建築物等の設置等若しくはその両方を行うもの

つまり・・・

- 【ア】 250㎡以上の土地で区画形質の変更（道路を入れたりする区画の変更、農地を宅地にしたりする質の変更）
- 【イ】 250㎡以上の土地を割って、同じ人が2区画以上の土地の造成を行った場合。
- 【ウ】 250㎡以上の土地を割って、同じ人が2区画以上で建築物の設置を行う場合。



1 緑化計画書の提出が必要となる計画

- 1 まちづくり条例に該当する開発事業
三鷹市まちづくり条例第24条第1項に規定する開発事業、第31条第1項及び第2項に規定する特定開発事業が対象となります。詳しくは、都市計画課環境指導係にお問い合わせください。
開発事業用の冊子をご覧ください
- 2 まちづくり条例に該当しない敷地面積250㎡以上の建築計画
建築物・駐車場（平面ききむ）、資材置場・作業場・墓地（又はこれらに関するもの）、廃棄物等の処理施設・意外建築物設置等の計画。建設又は増設を行う計画。※ただし確認する部分（建築物にあたっては、増加する建築面積）が100㎡未満のものは除く。
この冊子でご案内します
- 3 まちづくり条例に該当しない250㎡以上の土地での開発計画
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為または、同一の事業者若しくは同一の土地所有者が、2以上の隣接する土地において、土地の造成、建築物等の設置等若しくはその両方を行うもの。
※ただし250㎡以上の土地を分割して2区画を造成する場合は除かれます。
この冊子でご案内します

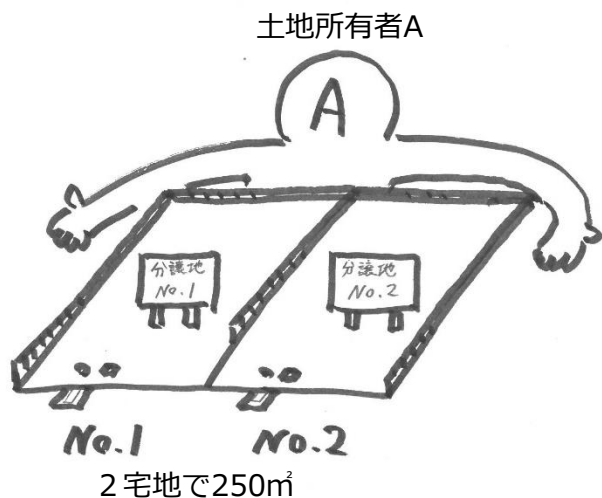
東京都においても「東京における自然の保護と利用に関する条例」に基づき緑化指導を行っています。本条例と三鷹市緑化条例のいずれにも該当する計画の場合、双方に緑化計画書を提出する必要があります。両方の提出が必要な場合は、こちらをご覧ください。【緑化の志】東京都環境局自然環境部緑化課 三鷹市都市整備部緑と公園課 緑化課 緑化係 担当：山田 電話042-521-4809 三鷹市都市整備部緑と公園課 令和4年7月

ア～ウのどれかに当てはまれば緑化計画書を提出してください

※イの場合、本来土地を造成した人が緑化計画書を提出しますが、建築主が提出することも可能としています。

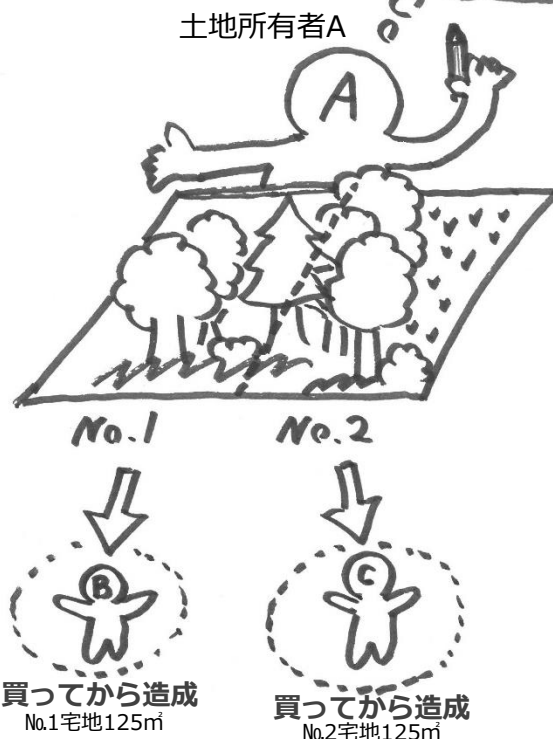
この場合は緑化対象

上記【イ】に当てはまります



この場合は緑化対象外

分筆しただけで造成せずBとCに売った！



三鷹市都市整備部緑と公園課
(窓口案内用配布資料)

(このケースでは250㎡以上の土地で誰も造成行為・建築を行っていません)